

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成28年3月28日(月) 10:00~10:40(40分間)

(開催場所)

網走開発建設部 第1会議室

(出席者)

当局側(網走開発建設部)

山岡 敏彦(部長)、加藤 章(次長)、茂木 永(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合網走支部)

峰村 正明(執行委員長)、吉田 隆(副執行委員長)、笹原 正彦(書記長)、

法邑 修(執行委員)、中村 潤一(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部職員の健康管理について
- 3 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について
- 4 当部におけるパワーハラスメントが行われない職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 今年度の超過勤務の状況について聞きたい。

(当局) 2月末現在の一人一月当たりの平均超勤時間は、昨年度の同時期と比較して、事務部門、技術部門とも減少している。

(職員団体) 超過勤務は減少しているようであるが、超過勤務はまだ多い状況にあり、縮減に向けた更なる取組が必要と考えるがどうか。

(当局) 当局としては、超過勤務は徐々にではあるが縮減していると認識しているが、更なる縮減に向けて、円滑な業務の進行管理や外注化など、これまで行ってきた方策を引き続き取り組み、できる限り超過勤務が少なくなるよう管理者を指導していきたい。

(職員団体) 長時間の超過勤務が続くことのないよう、管理者への徹底を求める。

(当局) 長時間に及ぶ超過勤務については、翌月以降も引き続くことのないよう、管理者に対し、きめ細かな進行管理に努めるよう、引き続き指導していく考えである。

【議題2 当部職員の健康安全管理について】

(職員団体) 休職者を抱える職場に対しては、職員に過度の負担がかからないよう配慮を求める。

(当局) 管理者に対しては、職員とよく話し合い、業務処理方法の見直しや業務の再配分など、必要な措置を講じるよう指導しているところである。

【議題3 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 職員が育児休業等を積極的に活用できるよう、取得しやすい職場環境づくりに努めてもらいたい。

(当局) 管理者に対しては、関係する職員に両立支援制度の情報提供を行うとともに、両立支援制度を活用する職員の業務を円滑に処理するため、業務の処理方法や業務分担の変更など、必要な措置を講じるよう、引き続き指導していきたい。

【議題4 当部におけるパワーハラスメントが行われない職場環境の整備について】

(職員団体) パワーハラスメントの防止には、パワーハラスメントに関する認識を共有することが重要と考えるがどうか。

(当局) 全職員がパワーハラスメントに対する共通の認識を持つことが重要と考えており、諸会議等の機会を捉えて周知啓発を図り、また、パワーハラスメントのない良好な職場環境をつくるために、コミュニケーションの強化に努めるよう、引き続き管理者を指導していきたい。

文責は北海道開発局網走開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ (2016年統一要求)

平成28年3月28日

1. 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2. 当部職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成28年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の充実を図るほか、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。

3. 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところであり、育児休業をはじめとする各種両立支援制度について、管理者に対し、諸会議等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等をインターネットへ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。

4. 当部におけるパワーハラスメントが行われたい職場環境の整備について

パワー・ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるなど、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招く要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

この防止に当たっては、管理者・職員の双方において、パワー・ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、諸会議等の機会を捉えて周知啓発を図り、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。